

栗原中央病院・栗原薬剤師会会員薬局 合意書（改訂版 2019. 7）

栗原市立栗原中央病院と栗原薬剤師会は、栗原市立栗原中央病院院外処方せんに関わる薬剤師法第 23 条第 2 項（※）の取り扱いについて、下記のとおり合意した。なお、会員保険薬局は、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

※薬剤師法第 23 条第 2 項

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

記

1. 処方医への同意確認を不要とする項目について（疑義照会不要）

以下の場合については、薬局での待ち時間の短縮や処方医の負担軽減（外来の電話対応など）の観点から、処方医の同意がなされたとして原則疑義照会を不要とする。ただし、変更した内容はお薬手帳に記載し再診時に処方医に提示するよう説明するか、トレーシングレポートを FAX する（レポートは次回患者受診時に担当医に提示し、さらに取込画像「調剤薬局情報」に取り込む）。

- 1) 後発薬を同一成分の後発薬への変更
- 2) アドヒアランス向上のための剤型変更（錠剤から OD 錠、粉砕などへの変更：同一銘柄に限る）
- 3) アドヒアランス向上のための一包化（一包化の指示がない場合）
- 4) 別規格製剤がある場合の規格変更（5mg2 錠を 10mg1 錠へ変更など：同一銘柄に限る）
- 5) 外用剤の作用部位記入
- 6) 注射針の本数調整およびコメント間違いの修正
- 7) ビスホスホネート製剤などの週一回や月一回投与の製剤が、他の連日投与薬と同一の日数で処方された場合の処方過誤日数の適正化
- 8) 後発品から先発品への変更（患者希望による場合のみ）
- 9) 残薬使用の指示、あるいは患者からの希望があった場合における残薬の使用および日数調製（残薬の生じた理由を記載）

※残薬を次回の処方に反映してもらう場合は、お薬手帳への記載かトレーシングレポートを活用し処方医に連絡する。

2. 疑義照会不要とする項目について

以下の場合など、事前に特定の診療科、医師との間で同意を得ている事項については疑義照会不要とするが、処方せんへの「疑義照会不要」等コメントの記載が望ましい。

なお、「疑義照会不要」のコメントがあった場合でも、医薬品の適応および用法用量に明らかな逸脱がある場合や判断に迷う場合は必ず処方医に確認するものとする。

- 1) 添付文書に記載されている用法と異なる指示の場合（食前→食後、1 日 1 回→1 日 2 回投与への変更など。承認された 1 日投与量上限を超えていない場合に限る）
- 2) 投与期間に制限がある薬剤で上限を超えて投薬される場合（8 週間を超える PPI の処方など）

3. 当日の疑義照会が必要な項目

- 1) 併用禁忌、場合によっては併用注意がある場合
- 2) 湿布薬の 1 日枚数の記載漏れや、70 枚を超える処方に対する理由記載の不備
- 3) 他院からの重複投与
- 4) 用法が特殊な薬剤の用法変更（漢方薬の食前や食直後薬など、明らかに承認用法から逸脱している場合）
- 5) その他（処方忘れや処方間違いなど）

4. 合意内容の変更について

合意内容の変更については、栗原市立栗原中央病院と栗原薬剤師会が必要に応じて協議する。

5. FAX 送付先

栗原市立栗原中央病院 医事課 FAX 0228-21-5351

以上

令和 年 月 日

栗原市立栗原中央病院 病院長

中 鉢 誠 司

印

薬局 代表

印